

告 示

埼玉県告示第千二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県宮代町大字和戸字横町、沖野山、沖後、備中岐、宮代町大字国納字横町、八河内の各一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八万二千八百五十一立方メートル